

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	一般国道二百五十四号
供用開始の区間	ふじみ野市大井字西台八五一番四地 先から同市大井字西台九四五番二地 先まで（ただし、関係図面に表示す る部分に限る。）
供用開始の期日	令和五年九月十五日
備 考	平成二十三年十二月二十日付 け埼玉県川越県土整備事務所 長告示第二十六号で告示した 道路予定区域の一部供用開始 である。延長二〇七・〇〇メ ートル